

高年齢雇用継続基本給付金

○ 支給要件

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある被保険者が、60歳到達後、60歳以降の各月の賃金が60歳到達時点の賃金月額の75%未満の場合に支給される。

※ 60歳到達時点の賃金月額…60歳に達した日を離職の日と見なして、そこから遡って6ヶ月間の賃金（臨時に支払われる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く）を180で除した額に30を乗じた額

※ 60歳到達後、雇用される企業が変わっても支給される。

○ 支給対象月

60歳から65歳に達するまでの期間

○ 給付額の算定

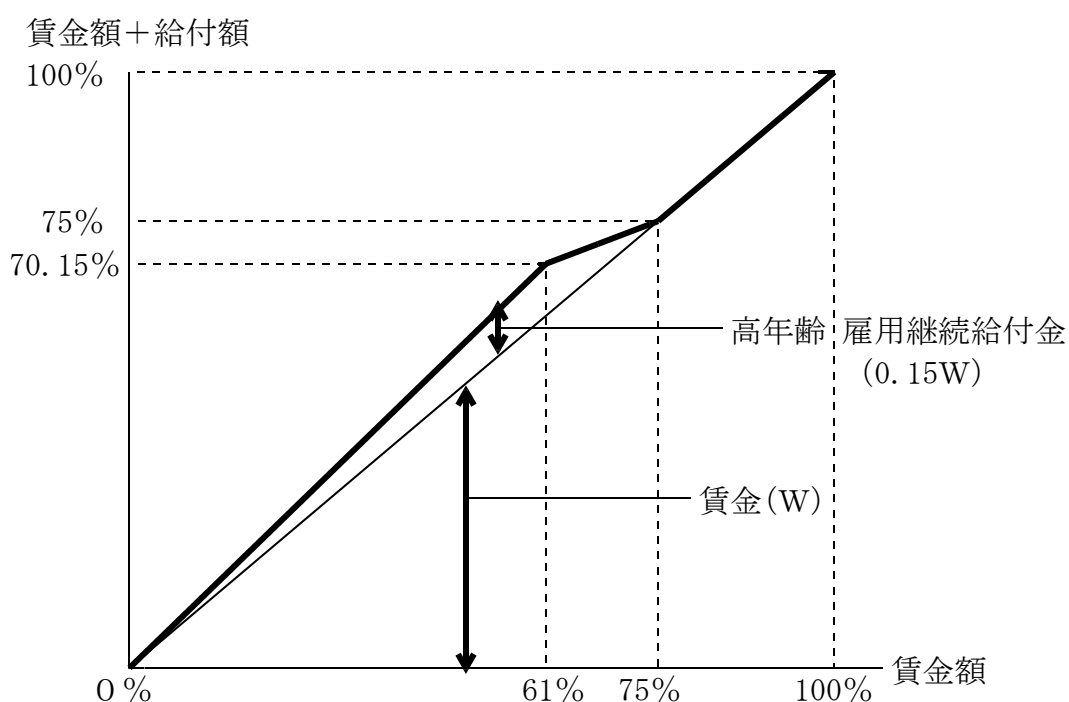
① 支給対象月の賃金が60歳到達時点の賃金の61%未満のときは、その支給対象月の賃金の15%相当額となる。

※ 支給対象月の賃金…60歳到達時点の賃金月額と考え方は同じ。ただし、遡って賃金改定があり、差額が支給対象月に支払われた場合には支給対象月の賃金に含める。

② 支給対象月の賃金が60歳到達時点の賃金の61%以上75%未満のときは、その支給対象月の賃金に、60歳時点の賃金に対するその支給対象月の賃金の割合が逡増する程度に応じ、15%から一定の割合で逡減する率を乗じて得た額

60歳到達時点の賃金を W_0 （円）、60歳以降の各月の賃金を W （円）とすると支給額は、

$-183/280W + 137.25/280W_0$ となる。



注) %は60歳時点の賃金の割合

【支給額の例】

(例1) 60歳到達時点の賃金：45万円 支給対象月の賃金：25万円(55.5%)

$$\boxed{25万円 \times 15\% = 37,500円} \Rightarrow 5年間支給された場合の総額：225万円$$
$$(25万円 + 37,500円 = 287,500円 (月額))$$
$$28.75万円 / 45万円 = 63.9\%$$

(例2) 60歳到達時点の賃金：45万円 支給対象月の賃金：30万円(66.6%)
賃金の額が遡増する程度に応じ15/100から低減 ※

$$\langle \text{※ } 30万円 \times 8.2\% \div 24,500円 \rangle$$

$$\boxed{24,500円} \Rightarrow 5年間支給された場合の総額：147万円$$

$$(30万円 + 24,500円 = 324,500円 (月額))$$

$$32.45万円 / 45万 = 72.1\%$$

$$-183 / 280 \times 30万円 + 137.25 / 280 \times 45万円 \div 24,500円$$

○ 支給対象月に支払われた賃金額が339,235円を超える場合は不支給。 賃金額と支給額の合計が339,235円を超える場合は、339,235円からその賃金額を差し引いた額を支給

○ 給付額として算定された額が、賃金日額の最低限度額の8割に相当する額を超えないときは、支給されない。

(注) 支給限度額339,235円は、平成15年における30歳以上45歳未満の者に係る求職者給付・基本手当の算定に用いる賃金日額の最高限度額の8割の額をその後の賃金変動率(毎月勤労統計調査による)に応じて毎年自動更新した額

雇用保険の基本手当の所定給付日数

[平成15年5月1日以降に離職された方]

1 倒産・解雇等による離職者(3を除く。)

区分	被保険者であった 期間	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
			5年未満	10年未満	20年未満	
30歳未満	90日		90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満			90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満					240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

2 倒産解雇等以外の事由による離職者(3を除く)

区分	被保険者であった 期間	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
			5年未満	10年未満	20年未満	
全年齢		90日	90日	120日	150日	

3 就職困難者

区分	被保険者であった 期間	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
			5年未満	10年未満	20年未満	
45歳未満	150日		300日			
45歳以上65歳未満			360日			

●支給額

雇用保険で受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

この「基本手当日額」は原則として離職した日の直前の6か月に毎月きまって支払われた賃金(つまり、賞与等は除きます。)の合計を180で割って算出した金額(これを「賃金日額」といいます。)のおよそ50~80%(60歳~64歳については45~80%)となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。

基本手当日額は年齢区分ごとにその上限額が定められており、現在は次のとおりとなっています。

(平成19年8月1日現在)

30歳未満	6,365円
30歳以上45歳未満	7,070円
45歳以上60歳未満	7,775円
60歳以上65歳未満	6,777円

教育訓練給付

詳しくは教育訓練給付制度 講座・検索へ [👉ハローワーク👈](#)

●教育訓練給付とは…

教育訓練給付制度とは、働く方の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間(支給要件期間)が3年以上あることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)が支給されます。

●支給額

支給額は、支給要件期間に応じ、以下のとおりとなります。

(1) 5年以上

教育訓練経費の40%に相当する額となります。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とし、8千円を超えない場合は支給されません。

(2) 3年以上5年未満

教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、8千円を超えない場合は支給されません。

(注1) 平成19年10月以降に開始した教育訓練については、支給要件期間に関わらず教育訓練経費の20%に相当する額(上限10万円)となります。

(注2) 平成19年10月以降に開始された教育訓練については、当分の間、初回に限り支給要件期間が1年以上あれば支給を受けられます。

●支給申請手続き

支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が、受講修了後、原則として本人の住所を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。申請書の提出は、疾病又は負傷、1か月を超える長期の海外出張等その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。

(1) 教育訓練給付金支給申請書

(2) 教育訓練修了証明書

(3) 領収書

(4) 本人・住所確認書類

(5) 雇用保険被保険者証

(6) 教育訓練給付適用対象期間延長通知書(適用対象期間の延長をしていた場合に必要)

(7) 返還金明細書(「領収書」、「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して、還付された(される)場合に必要)

支給申請の時期については、教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1か月以内に支給申請手続を行ってください。これを過ぎると申請が受け付けられません。